



県 章

滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)
8 月 20 日
号 外 (1)
月 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 規 則
 - ※滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則 (人事課) 2
 - ※滋賀県消防団員等の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (防災危機管理局) 2
 - 訓 令
 - 企 業 庁 訓 令
 - 病 院 事 業 庁 訓 令
 - 議 会 訓 令
 - 教育委員会教育長訓令
 - 人 事 委 員 会 訓 令
 - 監 査 委 員 訓 令
 - 労 働 委 員 会 訓 令
 - 収 用 委 員 会 訓 令
 - ※滋賀県情報処理規程の一部改正 (情報政策課) 2
 - 訓 令
 - 企 業 庁 訓 令
 - 病 院 事 業 庁 訓 令
 - 議 会 訓 令
 - 教育委員会教育長訓令
 - 人 事 委 員 会 訓 令
 - 監 査 委 員 訓 令
 - 労 働 委 員 会 訓 令
 - 警 察 本 部 訓 令
 - ※滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正 (人権施策推進課) 3
 - ※滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の一部改正 (女性活躍推進課) 4
 - 訓 令
 - 企 業 庁 訓 令
 - 病 院 事 業 庁 訓 令
 - 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 - 警 察 本 部 訓 令
 - ※滋賀県障害者雇用対策本部設置規程の一部改正 (労働雇用政策課) 4
 - ※滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程の一部改正 (中小企業支援課) 5
 - ※滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策推進本部設置規程の一部改正 (温暖化対策課) 5
 - 訓 令
 - 企 業 庁 訓 令
 - 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 - ※滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程の一部改正 (琵琶湖政策課) 5
 - 訓 令
 - 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 - 警 察 本 部 訓 令
 - ※滋賀県薬物乱用対策推進本部設置規程の一部改正 (薬務感染症対策課) 6
 - 訓 令

※滋賀県副知事の担任意務に関する規程（人事課） 6

○ 告 示

※滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱の一部改正（市町振興課） 7

規 則

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則をここに公布する。

平成30年 8 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第47号

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

- 第1順位 副知事 西嶋栄治
- 第2順位 副知事 由布和嘉子

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県消防団員等の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第48号

滋賀県消防団員等の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県消防団員等の特別ほう賞金に関する条例施行規則（昭和42年滋賀県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「副知事」を「総合政策部を担任する副知事」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 訓 令
- 企 業 庁 訓 令
- 病 院 事 業 庁 訓 令
- 議 会 訓 令
- 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
- 人 事 委 員 会 訓 令
- 監 査 委 員 会 訓 令
- 労 働 委 員 会 訓 令
- 収 用 委 員 会 訓 令

滋賀県訓令第29号

滋賀県企業庁訓令第12号

滋賀県病院事業庁訓令第11号

滋賀県議会訓令第4号

滋賀県教育委員会教育長訓令第18号

滋賀県人事委員会訓令第4号

滋賀県監査委員訓令第4号

滋賀県労働委員会訓令第4号

滋賀県収用委員会訓令第2号

滋賀県情報処理規程（平成20年滋賀県訓令第2号、滋賀県企業庁訓令第1号、滋賀県病院事業庁訓令第1号、滋賀

県議会訓令第1号、滋賀県教育委員会教育長訓令第5号、滋賀県人事委員会訓令第1号、滋賀県監査委員訓令第1号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県収用委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成30年8月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	桂	田	俊	夫	
滋賀県病院事業庁長	宮	川	正	和	
滋賀県議会議長	川	島	隆	二	
滋賀県教育委員会教育長	青	木		洋	
滋賀県人事委員会委員長	西	原	節	子	
滋賀県代表監査委員	北	川	正	雄	
滋賀県労働委員会会長	肱	岡	勇	夫	
滋賀県収用委員会会長	野	洲	和	博	

第4条第1項中「副知事」を「滋賀県副知事の担当事務に関する規程(平成30年滋賀県訓令第37号)第1条第3号アに掲げる事務を担当する副知事」に改める。

付 則

この訓令は、平成30年8月20日から施行する。

訓 令
 企 業 庁 訓 令
 病 院 事 業 庁 訓 令
 議 会 訓 令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 人 事 委 員 会 訓 令
 監 査 委 員 訓 令
 労 働 委 員 会 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第30号

滋賀県企業庁訓令第13号

滋賀県病院事業庁訓令第12号

滋賀県議会訓令第5号

滋賀県教育委員会教育長訓令第19号

滋賀県人事委員会訓令第5号

滋賀県監査委員訓令第5号

滋賀県労働委員会訓令第5号

滋賀県警察本部訓令第27号

滋賀県人権施策推進本部設置規程(平成18年滋賀県訓令第30号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第14号、滋賀県人事委員会訓令第2号、滋賀県監査委員訓令第2号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

平成30年8月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	桂	田	俊	夫	
滋賀県病院事業庁長	宮	川	正	和	
滋賀県議会議長	川	島	隆	二	
滋賀県教育委員会教育長	青	木		洋	
滋賀県人事委員会委員長	西	原	節	子	
滋賀県代表監査委員	北	川	正	雄	
滋賀県労働委員会会長	肱	岡	勇	夫	
滋賀県警察本部長	鎌	田	徹	郎	

第4条第2項中「ときは、」の右に「県政の総括を担当する副知事である副本部長が」を加える。

付 則

この訓令は、平成30年8月20日から施行する。

- 滋賀県訓令第31号
- 滋賀県企業庁訓令第14号
- 滋賀県病院事業庁訓令第13号
- 滋賀県議会訓令第6号
- 滋賀県教育委員会教育長訓令第20号
- 滋賀県人事委員会訓令第6号
- 滋賀県監査委員訓令第6号
- 滋賀県労働委員会訓令第6号
- 滋賀県警察本部訓令第28号

滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程(平成18年滋賀県訓令第31号、滋賀県企業庁訓令第4号、滋賀県病院事業庁訓令第2号、滋賀県議会訓令第4号、滋賀県教育委員会教育長訓令第15号、滋賀県人事委員会訓令第3号、滋賀県監査委員訓令第3号、滋賀県労働委員会訓令第2号、滋賀県警察本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

平成30年8月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	桂	田	俊	夫	
滋賀県病院事業庁長	宮	川	正	和	
滋賀県議会議長	川	島	隆	二	
滋賀県教育委員会教育長	青	木		洋	
滋賀県人事委員会委員長	西	原	節	子	
滋賀県代表監査委員	北	川	正	雄	
滋賀県労働委員会会長	肱	岡	勇	夫	
滋賀県警察本部長	鎌	田	徹	郎	

第3条第2項中「副知事」を「商工観光労働部を担任する副知事」に改める。

付 則

この訓令は、平成30年8月20日から施行する。

訓 令
 企 業 庁 訓 令
 病 院 事 業 庁 訓 令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

- 滋賀県訓令第32号
- 滋賀県企業庁訓令第15号
- 滋賀県病院事業庁訓令第14号
- 滋賀県教育委員会教育長訓令第21号
- 滋賀県警察本部訓令第29号

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程(平成27年滋賀県訓令第3号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第3号、滋賀県警察本部訓令第15号)の一部を次のように改正する。

平成30年8月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	桂	田	俊	夫	
滋賀県病院事業庁長	宮	川	正	和	
滋賀県教育委員会教育長	青	木		洋	
滋賀県警察本部長	鎌	田	徹	郎	

第4条第2項中「ときは、」の右に「商工観光労働部を担任する副知事である副本部長が」を加える。

付 則

この訓令は、平成30年8月20日から施行する。

滋賀県訓令第33号

滋賀県企業庁訓令第16号

滋賀県病院事業庁訓令第15号

滋賀県教育委員会教育長訓令第22号

滋賀県警察本部訓令第30号

滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程(平成25年滋賀県訓令第3号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第4号、滋賀県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

平成30年8月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	桂	田	俊	夫	
滋賀県病院事業庁長	宮	川	正	和	
滋賀県教育委員会教育長	青	木		洋	
滋賀県警察本部長	鎌	田	徹	郎	

第4条第2項中「ときは、」の右に「商工観光労働部を担当する副知事である副本部長が」を加える。

付 則

この訓令は、平成30年8月20日から施行する。

滋賀県訓令第34号

滋賀県企業庁訓令第17号

滋賀県病院事業庁訓令第16号

滋賀県教育委員会教育長訓令第23号

滋賀県警察本部訓令第31号

滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策推進本部設置規程(平成20年滋賀県訓令第46号、滋賀県企業庁訓令第8号、滋賀県病院事業庁訓令第7号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号、滋賀県警察本部訓令第19号)の一部を次のように改正する。

平成30年8月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	桂	田	俊	夫	
滋賀県病院事業庁長	宮	川	正	和	
滋賀県教育委員会教育長	青	木		洋	
滋賀県警察本部長	鎌	田	徹	郎	

第4条第2項中「ときは、」の右に「琵琶湖環境部を担当する副知事である副本部長が」を加える。

付 則

この訓令は、平成30年8月20日から施行する。

訓 令
企 業 庁 訓 令
教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

滋賀県訓令第35号

滋賀県企業庁訓令第18号

滋賀県教育委員会教育長訓令第24号

滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程(平成27年滋賀県訓令第33号、滋賀県企業庁訓令第10号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)の一部を次のように改正する。

平成30年8月20日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	桂	田	俊	夫	

滋賀県教育委員会教育長 青 木 洋

第4条第2項中「ときは、」の右に「琵琶湖環境部を担任する副知事である副本部長が」を加える。

付 則

この訓令は、平成30年8月20日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第36号

滋賀県教育委員会教育長訓令第25号

滋賀県警察本部訓令第32号

滋賀県薬物乱用対策推進本部設置規程（昭和57年滋賀県訓令第13号、滋賀県教育委員会教育長訓令第3号、滋賀県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

平成30年8月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造
滋賀県教育委員会教育長 青 木 洋
滋賀県警察本部長 鎌 田 徹 郎

第3条第2項中「副知事」を「健康医療福祉部を担任する副知事」に改める。

付 則

この訓令は、平成30年8月20日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第37号

滋賀県副知事の担任意務に関する規程を次のように定める。

平成30年8月20日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県副知事の担任意務に関する規程

第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

(1) 共管事務

- ア 県政重要施策の決定および予算の編成に関すること。
- イ その他知事が指定する事項に関すること。

(2) 副知事西嶋栄治の担任する事務

- ア 県政の総括に関すること。
- イ 総合政策部に関すること。
- ウ 総務部に関すること。
- エ 県民生活部に関すること（滋賀県部制条例（昭和30年滋賀県条例第30号）第2条第3号オおよびカに掲げる事項に限る。）。
- オ 琵琶湖環境部に関すること。
- カ 農政水産部に関すること。
- キ 土木交通部に関すること。
- ク 会計管理局に関すること。
- ケ 選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、公安委員会、収用委員会、琵琶湖海区漁業調整委員会および内水面漁場管理委員会に係る連絡調整に関すること。

(3) 副知事由布和嘉子の担任する事務

- ア 県民生活部に関すること（滋賀県部制条例第2条第3号オおよびカに掲げる事項を除く。）。
- イ 健康医療福祉部に関すること。
- ウ 商工観光労働部に関すること。
- エ 企業庁に関すること。

オ 病院事業庁に関すること。

カ 教育委員会に係る連絡調整に関すること。

第2条 前条第2号および第3号の規定にかかわらず、重要な事項または異例に属する事項については、知事が指定する副知事の担当事務とする。

第3条 副知事のいずれかに事故があるときは、その担当事務は他の副知事が掌理する。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年8月20日から施行する。

(滋賀県庁非常警備規程の一部改正)

2 滋賀県庁非常警備規程(昭和27年滋賀県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「副知事」を「総務部を担任する副知事」に改め、同条第4項中「総務部長」を「第2項の副知事以外の副知事」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「(総務部長を除く。)」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 本部長および副本部長ともに事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。

(滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程の一部改正)

3 滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「ときは、」の右に「琵琶湖環境部を担任する副知事である副本部長が」を加える。

(滋賀県土地問題協議会設置規程の一部改正)

4 滋賀県土地問題協議会設置規程(昭和48年滋賀県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「副知事」を「滋賀県副知事の担当事務に関する規程(平成30年滋賀県訓令第37号)第1条第3号アに掲げる事務を担任する副知事(以下「副知事」という。)」に改める。

(滋賀県同和対策本部設置規程の一部改正)

5 滋賀県同和対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 参与

第2条第2項中「副知事」を「県政の総括を担任する副知事」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参与は、前項の副知事以外の副知事をもつて充てる。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参与は、対策本部の会議に出席し、意見を述べることができる。

(滋賀県建設工事等契約審査委員会規程の一部改正)

6 滋賀県建設工事等契約審査委員会規程(昭和31年滋賀県訓令第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「副知事」を「県政の総括を担任する副知事」に改め、同条第2項中「置き、」の右に「前項の副知事以外の副知事および」を加え、同条第3項中「副会長」を「副知事である副会長」に改め、同条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 副知事である副会長にも事故があるとき、または副知事である副会長も欠けたときは、土木交通部長である副会長が会長の職務を代理する。

第7条第4項中「第5条第4項から第7項まで」を「第5条第5項から第8項まで」に、「同条第4項から第6項まで」を「同条第5項から第7項まで」に改める。

(琵琶湖環境研究推進機構設置規程の一部改正)

7 琵琶湖環境研究推進機構設置規程(平成26年滋賀県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「副知事」を「琵琶湖環境部を担任する副知事」に改める。

告

示

滋賀県告示第339号

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱(平成14年滋賀県告示第364号)の一部を次のように改正する。

平成30年8月20日

滋賀県知事 三日月 大造

第7条第2項中「副知事」を「総務部を担任する副知事」に改める。

付 則

この告示は、平成30年8月20日から施行する。